

○他の法令による給付との調整について

昭和46年11月5日地基補第449号  
各支部事務長あて 補償課長

第1次改正 昭和49年11月1日地基企第24号  
第2次改正 昭和52年6月14日地基企第38号  
第3次改正 昭和56年2月19日地基企第7号  
第4次改正 昭和60年10月1日地基企第30号  
第5次改正 昭和61年3月31日地基企第11号  
第6次改正 昭和62年2月1日地基企第3号  
第7次改正 昭和63年4月1日地基企第20号  
第8次改正 昭和2年10月1日地基企第21号

遺族補償年金の年額を地方公務員災害補償法（以下「法」という。）附則第8条第1項及び地方公務員災害補償法施行令（以下「施行令」という。）附則第3条第2項の規定により調整する場合、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金又は準母子年金が国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）第41条第3項又は同法第41条の3第1項の規定の適用を受けて調整されたものであるときは、当該調整後の額を施行令附則第3条第2項にいう「給付の額」として扱うこととしているので、これが取扱いについて遺漏のないようにされたい（参考事例参照）。

なお、旧国民年金法の規定により母子年金又は準母子年金が調整されるのは、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）による改正前の地方公務員等共済組合法の規定による遺族年金が支給される場合などが、これに該当するものであるため、念のため申し添える。（第2次改正・一部、第3次改正・一部、第5次改正・一部、第6次改正・一部）

（参考事例）（第1次改正・一部、第2次改正・全部、第3次改正・全部、第4次改正・全部、第5次改正・全部、第6次改正・一部、第7次改正・一部、第8次改正・一部）

遺族が妻及び子2人で、平均給与額が31,500円（現給保障）である場合

(1) 法第33条第1項の規定による遺族補償年金の年額

$$31,500円 \times 212 = 6,678,000円$$

(2) 年金額に法附則第8条第1項の政令で定める率（施行令附則第3条第1項）を乗じて得た額

$$6,678,000円 \times 0.90 = \underline{6,010,200円}$$

(3) 法附則第8条第1項の政令で定める額（施行令附則第3条第2項）

○旧国民年金法第38条及び第39条第1項の規定による母子年金の年額

$$622,800円 + 373,600円 = 996,400円$$

○同法第41条第3項の規定による調整後の母子年金の年額

$$996,400円 - 996,400円 \times 2/5 = 597,840円$$

○施行令附則第3条第2項の規定による額

$$6,678,000円 - 597,840円 = \underline{6,080,160円}$$

(4) 法附則第8条第1項の規定による調整後の額

(2)の額と(3)の額を比較すると、(2)の額が(3)の額を下回ることとなるので、法附則第8条第1項の規定により当該遺族補償の額は、(3)の額の100円未満を端数処理し、6,080,200円となる。